

令和3年9月1日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和3年9月16日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに陳情の総括審議

第3 発議案第1号から第3号までの
上程説明並びに総括審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

令和3年9月16日（木）午後1時00分 開議

○議長（中山和夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（中山和夫君） ここで報告します。

去る9月10日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に金坂道人君、副委員長に向後研二君がそれぞれ選任されました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（中山和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○議長（中山和夫君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

水害対策特別委員会委員長 常泉健一君から報告を求めます。

（水害対策特別委員会委員長 常泉健一君登壇）

○水害対策特別委員会委員長（常泉健一君） 水害対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

令和3年8月23日に千葉県県土整備部職員及び市当局職員出席の下、委員会を開催し、初めに上太田地先の田んぼダムの現地視察、赤目川A調節池の現地視察、萱場地先の赤目川護岸工事の現地視察、一宮川第二調節池増設箇所現地視察を実施し、視察後の委員会において、激特事業の進捗状況及び今後の見通しについて、赤目川改修事業の進捗状況及び今後の見通しについて、田んぼダムについて報告を受けましたので、その内容について申し上げます。

最初に、激特事業の進捗状況及び今後の見通しについて説明を受けました。

まず、下流域の河道掘削については、令和3年度から令和5年度まで用地補償交渉を実施、工事の完了は令和6年度を予定している。

次に、激特事業区間となっている中流域の瑞沢川合流点から鶴枝川合流点については、片側約20メートルを用地買収の上、河道拡幅し、堤防を築く工事となっている。今年度は、5月に用地補償説明会を実施の上、用地補償交渉を開始するとともに、橋梁や樋管工事の着工を予定しており、全体の工事完了は令和6年度を予定している。

次に、同じく激特事業区間である中流域の鶴枝川合流点から豊田川合流点については、市街地であり、用地買収が難しい区間であることから、既存の用地内で護岸勾配を2割から5分にする護岸法立て工事となる。今年度は8月から工事着手し、完了は令和6年度を予定している。

次に、第二調節池の増設については、40万立方メートルを増設するものであり、今年度は掘削工事を引き続き実施し、越流堤の工事も併せて実施しており、8月末までに約15万立方メートルの容量を確保し、暫定供用を開始する。工事完了は令和5年度末を予定している。

次に、支川の阿久川、豊田川については、令和2年度より河川整備計画の変更を検討しており、令和4年度の事業化を目指し概略設計を行っており、工事完了は令和11年度を予定しているとのことであります。

次に、茂原市域における短期対策について強く求められていることから、激特工事の進め方を工夫し、治水機能の早期発現を図ることを計画しており、具体的には、短期集中で竹木伐採、堆積土撤去の実施、暫定供用による治水機能の早期発現、避難体制強化に向けた河川監視体制の強化とのことであります。

1つ目の対策である竹木伐採、堆積土撤去については、概ね完了している。

2つ目の対策である治水機能の早期発現については、第二調節池では、今月末までに約15万立方メートルを確保して暫定供用を開始し、さらに、令和4年8月末までに約25万立方メートルの容量を確保して暫定供用できるよう考えている。護岸法立て区間では、護岸を構築する前に一連で河道拡幅を行い、現状の断面の約1.1倍程度の河川断面を令和4年8月末までに確保したいと考えている。また、一宮川の鶴枝川合流点から第二調節池までの右岸側については、コンクリートでの嵩上げを令和4年8月末までに実施する。

3つ目の対策である河川監視体制の強化については、豊田川の備橋に危機管理型水位計を令和3年5月末に設置し、さらに令和3年8月末までに、一宮川の八千代橋に監視カメラを設置するとのことであります。

次に、流域治水については、気候変動による降雨量の増加などを考慮し、集水域、河川区域、

氾濫域の3つのエリアについて、地域の特性に応じて対策を講じていくこととなる。

1つ目として、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として、雨水貯留浸透施設で水を溜めることや、河川改修を行い、水の流れを良くする。

2つ目として、土地利用施策として規制をかけ、輪中堤などにより被害を軽減させる。

3つ目として、被害の軽減、早期復旧・復興の対策として、避難体制の強化としてタイムラインの作成など、ソフト対策である。

一宮川流域浸水対策特別緊急事業の目標については、令和元年の大雨と同規模の降雨による家屋及び主要施設の浸水被害ゼロを目指しているが、上流域・支川については、地元地域の意見を踏まえ、床上浸水被害の解消を目標とした対策となるとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「第二調節池増設箇所の暫定供用中に川の水が入った場合、工期に影響はあるのか」との質疑に対し、「ポンプを増設して早めに排水するなど、なるべく工期に影響がないよう対応していく」との答弁がありました。

「竹木伐採や堆積土の撤去について、今後も定期的実施するのか」との質疑に対し、「河川管理の1つとして、引き続き定期的実施していく」との答弁がありました。

「工事については、計算に基づいて設計されているのか。また、設計に用いた数値は」との質疑に対し、「令和元年の雨量でシミュレーションして、河道の断面や調節池の越流堤の高さなどを計算している。降り始めから終わりまでシミュレーションしているため、具体的な数値を示すことは難しい」との答弁がありました。

「時間77ミリの降雨に耐えられる設計で一宮川を改修していると考えて良いのか」との質疑に対し、「時間77ミリは上流域で観測された雨量であるが、現在の事業では、水上や長生土木などの各観測時点で令和元年と同様な降雨を対象としている。雨の降る場所や降り方が様々であり、どの地点で時間77ミリが降っても大丈夫というものではない」との答弁がありました。

「支川では令和4年度からどのような計画を進めるのか」との質疑に対し、「昨年度に浸水対策案を取りまとめている。その案において、支川については、本川のように一連の改修ではなく、部分的に改修することを検討しており、令和4年度に事業化をしていきたい」との答弁がありました。

次に、赤目川改修事業の進捗状況及び今後の見通しについて説明を受けました。

まず、南白亀川合流点から萱場橋まで4.2キロ区間の河川改修とB調節池の整備が完了しているところであり、現在は中流部である萱場橋から上流600メートルの区間において、集中的

に事業を実施している。今年度は新手樋橋の架け替え工事と橋梁前後の護岸工事が完成する予定である。また、来年度に実施予定の新桂島堰改築工事の着手に向けて、地元と調整しているとのことでありました。

次に、計画容量10万立方メートル、面積4ヘクタールのA調節池については、池の周りの遮水壁工事については既に完了している。現在は掘削工事を実施しており、約6割程度の進捗となっている。今年度は約2万5000立方メートルの掘削を予定しており、これにより約8割程度の掘削が完了することから、来年度以降は調節池内の護岸工事及び越流堤の工事を進めていく予定とのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「現在の進捗ペースでいくと、赤目川全体の改修事業は何年かかるのか」との質疑に対し、「令和15年度内での完成を目指して事業を進めている」との答弁がありました。

「A調節池の越流堤が完成していない状況で、暫定的に越流堤から流れ込むことが可能なか」との質疑に対し、「今後の検討となるが、赤目川が増水した際は、ポンプアップにより強制的に溜めることなどを考えていきたい」との答弁がありました。

次に、市当局より田んぼダムについて説明を受けました。

まず、令和2年7月に開催された一宮川流域浸水対策協議会において、令和元年10月の大雨を受け、一宮川流域の自治会から、田んぼダムについて積極的に推進してほしいとの意見が千葉県や茂原市に対して出されたとのことでありました。これらを受け、長生土木事務所からは、田んぼダムが効果的であることは承知しており、今後、貯留効果についても検討していくとのことでありました。茂原市としても、河川整備による治水だけに頼ることなく、農業の有する多面的機能を活用し、地域一体となった治水対策が必要とのことでありました。

また、千葉県において、田んぼダムのメリット、デメリットを検証するため、耕作者の協力を得て、令和3年度より試験施工を考えているとのことでありました。

次に、スケジュールとしては、令和3年度はモデル地区として指定されている早野水門集水区域にて試験施工、解析モデルの構築を行い、モデル地区での流域対策案の作成や効果を算出する。令和4年度はモデル地区での結果を受け、茂原市全体での流域対策案を作成し、検証や効果の算出を行う。令和5年度は、茂原市での試行や検証を経て、流域全体での流域対策案を作成し、想定される効果の算出を行う。令和6年度は、流域全体で流域対策の施行を開始するとのことでありました。

次に、モデル地区である早野水門集水区域における田んぼダムの試験施工の観測時期につい

ては、8月は現況観測、稲刈り後の9月から10月にかけて田んぼダムの試験施工を実施、11月から3月については、10月までの状況を踏まえた試験施工の判断を行うとのことであります。

次に、田んぼダム以外の対策案として学校貯留があるが、早野中学校のグラウンドについては、周辺より50センチメートル高く、掘削土量が多く発生するため、関係者内での検討にとどまっているとのことであります。

以上の説明に対し、「学校貯留について、学校としては早く排水してほしいと考えるが、貯留した場合、グラウンドが使用可能になるまでの日数は」との質疑に対し、「あくまでも対策案の1つとして意見が出たものであり、実現可能かどうかは今後、教育委員会と協議が必要である」との答弁がありました。

これらを踏まえ、本委員会といたしましては、引き続き現状並びに課題の把握に努め、千葉県や市当局との連携を図り、事業の進捗状況を注視することといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（中山和夫君） 次に、議事日程第2「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 向後研二君登壇）

○総務委員会委員長（向後研二君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案3件について、9月10日の本会議終了後、全員協議会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、令和3年度茂原市一般会計補正予算（第5号）を専決処分したことについて、承認を求めるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について、支給対象は100世帯とのことだが、申請世帯数は」との質疑に対し、「現時点で22世帯に支給決定してい

る。本制度は8月末までとされていたが、11月末まで延長されており、対象者に対しては個別通知や市公式ウェブサイトなどで周知を図っている」との答弁がありました。

次に、「生活困窮者自立支援金支給事業の対象要件は」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響により休業または失業された方で、総合支援資金の再貸付が終了した世帯などである。社会福祉協議会や自立相談支援センター長生ひなたを通じて相談や申請を受けるなど、漏れがないように対応していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第1号「令和3年度茂原市一般会計補正予算（第6号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8469万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320億7682万2000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、分担金及び負担金について、「道路橋梁維持補修費負担金は、長柄町との行政界の転落防止柵設置工事に係るものとのことだが、具体的な内容は」との質疑に対し、「茂原市真名から長柄町国府里に向かう道路の川に架かる橋梁の転落防止柵が令和元年の大雨により損壊しており、その復旧工事として、長柄町との行政界にあることから、茂原市と長柄町とで工事費を折半することとし、長柄町負担分を歳入として計上したものである」との答弁がありました。

次に、国庫支出金について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、歳出のどの項目に対応しているのか」との質疑に対し、「教育費の各小学校補修工事や各中学校補修工事に活用するもので、具体的には、東郷小学校の特別支援学級等の空調機設置工事、中の島小学校第2校舎のサッシ改修工事、南中学校の1学級増加した教室の空調設備設置工事に充てていく」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「臨時交付金の残額が2517万円あるとのことなので、特別支援学級などでまだ空調設備が設置されていないところがあるのであれば、積極的に活用されたい」との意見がありました。

次に、土木費について、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業の建物調査委託料と訴訟委託料の内容は」との質疑に対し、「都市計画道路ひこぼし線の計画に係る2物件の建物調査委託料と市の顧問弁護士への1審の着手金等の訴訟委託料であり、残存物件が残っている以上、本市としては事業を進められないことから、訴訟の提起をするものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「デジタル庁創設に関連して、現在の個人番号の活用方法は」との質疑に対し、「各個人に割り振られたマイナンバーのそれぞれの事務における活用方法については、法令等で厳格に規定されており、それ以外では使用できないこととされている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「茂原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「今回の改正により、対象者である重度心身障害者やひとり親世帯の手続が簡素化されているのか」との質疑に対し、「情報連携を実施することで、対象となる転入者の非課税証明書等の取得に係る負担が軽減されることなどが見込まれる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、教育福祉委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○教育福祉委員会委員長（鈴木敏文君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件、陳情1件について、9月10日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第5号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「6月定例会ではなく今定例会に議案を提出した理由は」との質疑に対し、「再交付

手数料の徴収に関する詳細な内容が示されていなかったためである」との答弁がありました。

次に、「令和3年9月1日まで遡って適用する理由は」との質疑に対し、「改正法の施行により、市が徴収する法律上の根拠がなくなるため、法施行日の令和3年9月1日まで遡って適用させることにより、改正法と条例の整合性を図ろうとするものである」との答弁がありました。

次に、「本議案の議決前までに市民が再交付手続をした場合、徴収した再交付手数料はどう取り扱うのか」との質疑に対し、「9月1日以降の手数は、法の規定に基づく地方公共団体情報システム機構との委託契約により徴収するものであり、歳入歳出外現金として取り扱う。なお、条例の規定による再交付手数料は、減免規定に基づき免除する」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第5号「意思疎通支援事業に関する陳情について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「手話通訳者の不在により、利用者の方が困ることはないのか。また、不在時の対応は」との質疑に対し、「手話通訳者が不在となるケースは少ないが、不在時には職員が筆談により対応しているため支障はなく、利用者からの苦情もない」との答弁がありました。

次に、「市公式ウェブサイト、障害者福祉の手引の配付だけでなく、昨年1月のアンケート調査の際に、手話通訳者設置事業について周知したとのことだが、そのアンケート調査後に利用者は増えたのか」との質疑に対し、「新たに利用する方はいなかった」との答弁がありました。

また、委員より、「配置日数50日に対し、利用日数は23日、また1日の平均利用者数は0.8人であることから、現状の配置日数で足りていると考える」との意見や、「配置日数は足りているとのことだが、聴覚障害・言語障害がある方たちの人数に対し、利用実績があまりにも少ない。障害がある方だけではなく、その付添人の負担も軽減される事業であるので、配置日数を増やし、周知に努めれば、利用者は増えると思うので、賛成である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第5号については、賛成者、反対者同数であったため、茂原市議会委員会条例第17条第1項に基づき、委員長の決するところにより、採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、建設経済委員会委員長 金坂道人君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 金坂道人君登壇）

○建設経済委員会委員長（金坂道人君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案9件について、9月10日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その審査経過並びに結果について報告をいたします。

最初に、議案第2号「令和3年度茂原市下水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

審査の過程において、「建設改良費を補正しているが、具体的な内容は。また、今後変更契約が生じてくるのか」との質疑に対し、「新たに認められた災害復旧費の増額分約7500万円と、合併施工として実施する処理場長寿命化計画によるポンプ能力増強工事の増額分約1000万円であり、今後は変更契約となる」との答弁があり、採決の結果、議案第2号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市中小企業融資等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、法令引用部分の改正及び市内中小企業者等に対し、必要な資金が円滑に融資できるよう貸付要件を緩和するため改正するものであり、採決の結果、議案第6号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「財産の取得について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「どこの排水機場で使用が可能なのか。また、排水ポンプ以外で想定している使用目的は」との質疑に対し、「東郷地先水門排水ポンプと長清水水門排水ポンプの2か所である。また、停電時の際に、避難所や災害対策本部への電力供給を考えている」との答弁がありました。

次に、「移動電源車の出力は」との質疑に対し、「350キロボルトアンペアである」との答弁がありました。

次に、「2か所の水門では自家発電装置がないため、移動電源車を使用するのか」との質疑に対し、「自家発電装置がないため使用するものである」との答弁がありました。

また、委員より、「発電機の価格は出力で決めるため、最初に示さなければ議論ができない。議案を提出する際は、規格をしっかりと示していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号は、賛成者多数により可決することと決

定をいたしました。

次に、議案第8号「契約の締結について」申し上げます。

本案は、茂原市鷺巣地先の浸水被害軽減を目的とした鷺巣稲荷前水門のポンプ設置工であり、採決の結果、議案第8号は、全員異議なく可決することと決定をいたしました。

次に、議案第9号「契約の締結について」申し上げます。

本案は、茂原市営住宅長寿命化計画に基づき、長寿命化を目的とした市営長谷住宅2号棟の改善工事及び3号棟外部の改善工事であり、採決の結果、議案第9号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第10号「変更契約の締結について」申し上げます。

審査の過程において、「県所有の早野水門について、早野排水機場運用時に連動化が間に合わないとのことだが、その理由は」との質疑に対し、「連動化にあたり、早野水門の電気盤の工事が必要であり、県へ整備を依頼していたが、本市の工程と合わず、連動化が間に合わない」との答弁があり、採決の結果、議案第10号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「令和2年度茂原市下水道事業会計利益積立金の目的外使用について」申し上げます。

本案は、令和2年度茂原市下水道事業会計利益積立金4590万7186円のうち4000万円を資本的収入が資本的支出に不足する額の補填に使用するものであり、採決の結果、議案第12号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「令和2年度茂原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」申し上げます。

本案は、令和2年度茂原市下水道事業会計未処分利益剰余金1億7517万5848円のうち6053万8976円を資本金に組み入れるものであり、採決の結果、議案第13号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第14号「訴えの提起について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「鵜澤本店以外の土地所有者に対する説明や対応は」との質疑に対し、「仮換地予定の土地所有者については、移転補償契約を行っていないため、説明はしてはいない。仮換地済みの土地所有者については、相手方の事情により説明ができていないが、説明できる状況になれば、丁寧に説明して理解を求めていく予定である」との答弁がありました。

次に、「残留物撤去後、地盤改良はどのように考えているのか」との質疑に対し、「撤去後

の埋め戻し転圧については、まとめて行わず、20センチメートルから30センチメートルごとに埋め戻し転圧をかけ、強度が出るよう監督していく。それでも強度が出ない場合は、地盤改良を検討していく」との答弁がありました。

次に、「仮換地済みの土地所有者から売買の申出があった場合の対応は」との質疑に対し、「個人の財産であるため、売買になると止めることができないが、残留物については説明していく。残留物の撤去については、裁判の結果により対応していく」との答弁がありました。

次に、「仮換地済みの土地所有者から仮換地変更を求められた場合の対応は」との質疑に対し、「申出があれば、審議会に諮り、仮換地の変更も考えられる」との答弁がありました。

次に、「鶴澤本店との具体的な協議内容は」との質疑に対し、「補償契約に基づき、一切の物件の移転を求める文書を今年2月から4回相手方に送付している。相手方から、移転に応じない回答となっている」との答弁がありました。

また、委員より、「仮換地済みの土地所有者や仮換地予定の土地所有者が不利益にならないよう配慮をお願いしたい」との意見がありました。

以上の結果を踏まえ、採決の結果、議案第14号は、全員異議なく可決することと決定をいたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告について採決します。

報告第1号については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号については承認することと決定しました。

次に、議案について採決します。

まず、議案第7号「財産の取得について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第7号は可決されました。

次に、議案第11号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第11号は適任と認めることと決定しました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第6号、第8号から第10号、第12号から第14号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第6号、第8号から第10号、第12号から第14号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は1件であります。

陳情第5号「意思疎通支援事業に関する陳情について」であります。本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第5号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、陳情第5号は採択することと決定しました。

ここで報告します。

本日、三橋弘明君、常泉健一君から、今定例会に提出するため、発議案3件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議

○議長（中山和夫君） それでは次に、議事日程第3「発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第3号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者三橋弘明君から提案理由の説明を求めます。

三橋弘明議員。

（21番 三橋弘明君登壇）

○21番（三橋弘明君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号の提案理由を御説明申し上げます。

発議案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

これらのことから、令和4年度地方税制改正に向け、強く要望すべく、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出しようとするものであります。

慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、発議案第2号並びに第3号について、提出者常泉健一君から提案理由の説明を求めます。

常泉健一議員。

（22番 常泉健一君登壇）

○22番（常泉健一君） 提出者を代表いたしまして、発議案第2号並びに発議案第3号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第2号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出」についてであります。

本市は過去4度にわたり、甚大な浸水被害を受けました。平成元年及び平成8年の水害の際

には激特事業が実施され、平成25年には100ミリ安心プランが登録され、一宮川の改修、堤防の嵩上げ、調節池の増設が実施されているところであります。しかしながら、令和元年10月の大雨では、市内の一宮川水系の数か所で河川が氾濫し、3名の尊い命が犠牲となるなど、甚大な被害を受けました。

そこで、地域住民の生命と財産を守り、安全で活力ある経済社会を実現するため、河川整備計画未策定区間の計画策定を早期に行い、一宮川水系流域治水プロジェクトによる治水事業を強力に推進することが望まれております。

また、一宮川本線に支川が集まる地理的要因による浸水リスクを解消するため、中流域から太平洋まで伸びる新たな導水路の整備を検討する必要があると考えます。

本市にとって一宮川水系河川の改修は、住民の生命と財産を守るための生命線であり、全市民が一日も早い洪水被害の解消を強く待ち望んでおります。

これらのことから、一宮川河川改修事業の早期完成のため、大幅な予算の増額等を要望すべく、地方自治法第99条の規定により、国及び県へ意見書を提出しようとするものであります。

次に、発議案第3号「二級河川赤目川の整備促進に関する意見書の提出」であります。本市における赤目川流域では、令和元年10月の大雨をはじめ、過去数回にわたり甚大な浸水被害を受けました。二級河川赤目川は平成7年度から延長7.7キロメートル区間で改修が進められ、これまで調節池の建設、橋梁の改築、河道改修等が進められ、下流部の延長約4キロメートルまで拡幅工事の整備が図られました。

しかしながら、未改修区間である上流部では、令和元年10月の大雨や近年頻発するゲリラ豪雨等により被害が多発し、特に本納駅周辺では、線路や道路の冠水、住宅地への浸水など、地域住民の日常生活に多大な影響を与えている状況であります。

本市にとって赤目川の改修は最重要課題の1つであり、地域住民は一日も早く洪水被害が解消されるよう、河川改修の早期完成を切望しております。

これらのことから、赤目川改修事業の早期完成のため、大幅な予算の増額等を要望すべく、地方自治法第99条の規定により、国及び県へ意見書を提出しようとするものであります。

慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（中山和夫君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に、発議案第3号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号「二級河川赤目川の整備促進に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

ここでお諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに陳情の総括審議
3. 発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議

○出席議員

議長 中山和夫君

副議長 田畑毅君

1番	御園敏之君	2番	工藤孝弘君
3番	河野英美君	4番	横堀喜一郎君
5番	河野健市君	6番	高山佳久君
7番	西ヶ谷正士君	8番	石毛隆夫君
9番	岡沢与志隆君	10番	向後研二君
11番	杉浦康一君	12番	小久保ともこ君
14番	山田広宣君	15番	金坂道人君
17番	細谷菜穂子君	18番	鈴木敏文君
19番	平ゆき子君	20番	ますだよしお君
21番	三橋弘明君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	豊田正斗君
教育長	内田達也君	理事	山田隆二君
総務部長	鈴木祐一君	企画財政部長	麻生新太郎君
市民部長	田中正人君	福祉部長	斎藤洋士君
経済環境部長	飯尾克彦君	都市建設部長	渡辺修一君
教育部長	中村一之君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	渡邊正統君
企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	木島成浩君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	宮本弘美君
福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	平井仁君	経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱)	山本茂樹君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	白井高君	都市建設部次長 (建築課長事務取扱)	高橋啓一君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	佐久間尉介君	職員課長	田中秀一君
財政課長	中田喜一郎君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	関屋典
局長補佐	鶴岡隆之
議事係長	金坂賢

○議長（中山和夫君） これをもちまして、令和3年茂原市議会9月定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

午後2時03分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年11月4日

茂原市議会議長 中山和夫

茂原市議会副議長 田畑毅

茂原市議会議員 岡沢与志隆

茂原市議会議員 向後研二